

狹江市個人情報保護審議会付議案件シート
【子ども政策課】

■ 諒問事項	狹江市家事支援用品購入助成事業の対象者抽出に伴う目的外利用及び目的外利用に係る通知の要否について				
根拠規定	<input type="checkbox"/> ①条例第8条第2項第6号 本人外収集	<input checked="" type="checkbox"/> ②条例第12条第2項第4号 目的外利用			
	<input type="checkbox"/> ③条例第13条第2項第4号 外部提供	<input type="checkbox"/> ④条例第14条第2項 電子計算機処理による記録項目の設定、追加又は変更			
	<input type="checkbox"/> ⑤条例第15条第1項第2号 電子計算機処理による結合	⑥その他（ ）			
主管課	子ども家庭部子ども政策課				
事務の名称	狹江市家事支援用品購入助成事業				
事務の概要	コロナ禍において、家事育児ヘルパー等の保育サービスが行き届いていない対象家庭に対し、家事支援用品の購入支援を行うことで、子育て家庭の負担感の軽減を図るために、家事支援用品購入助成事業を実施する。				
実施時期	令和4年9月頃から				
件数	500世帯程度を想定				
<input type="checkbox"/> 収集する個人情報の項目 <div style="display: flex; align-items: center; gap: 10px;"> <div style="flex: 1;"> <input checked="" type="checkbox"/>目的外利用する <input type="checkbox"/>外部提供する <input type="checkbox"/>記録項目に設定する <input type="checkbox"/>記録項目に追加する <input type="checkbox"/>記録項目に変更する </div> <div style="flex: 1; border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> 保有個人情報の項目 </div> </div>					
基本的事項	心身の状況	家族状況等	社会生活		
<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 本籍 <input checked="" type="checkbox"/> 生年月日 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 電子メールアドレス <input type="checkbox"/> 口座情報	<input checked="" type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 国籍 <input checked="" type="checkbox"/> 年齢 <input type="checkbox"/> 住所	<input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 身体の特徴	<input type="checkbox"/> 家族状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻	<input type="checkbox"/> 職業 <input type="checkbox"/> 学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績 <input type="checkbox"/> 財産 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助	<input type="checkbox"/> 職歴 <input type="checkbox"/> 学業 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 評価 <input type="checkbox"/> 収入 <input type="checkbox"/> 趣味

柏江市個人情報保護審議会付議案件シート
【子ども政策課】

その他の記録項目		保育サービスの利用の有無	
目的外利用	目的外利用をする個人情報取扱事務(提供元の事務)の名称	住民基本台帳事務、保育サービス認定・支給事務	
	目的外利用をする個人情報取扱事務(提供元の事務)を行う組織の名称	市民生活部市民課、子ども家庭部児童育成課・子ども発達支援課	
	目的外利用の理由、方法等	(理由、方法等) 理由: 対象となり得る家庭に対しあらかじめ通知を送付することで、早急な支援を漏れなく実施するため。 方法: 保育サービスの利用状況、住民基本台帳事務の情報をを利用して対象となり得る家庭を抽出する。	
通知	目的外利用	■無	(理由) 1 犀江市個人情報保護条例第12条第5項の規定の趣旨は、目的外利用される保有個人情報の本人(以下「対象者」という。)に対し、自己情報コントロール権の保障及び当該権利行使の機会の作出をすることにある。 2 しかし、本事業は、コロナ禍において、家事育児ヘルパー等の保育サービスが行き届いていない家庭に対しあらかじめ通知を送付することで、早急な支援を漏れなく実施することを目的としていることから対象者にとって不利益となる可能性が限りなく低い一方で必要性が非常に高いといえるため、本件目的外利用の必要性が高いといえる。 また、本件においては、子ども家庭部及び市民生活部が保有している情報であり、かつ、外部提供を伴う事務でないため、目的外利用による保有個人情報の漏えいのリスクは非常に低いといえる。 3 そのため、保有個人情報を目的外利用することにつき本人が自己情報コントロール権を行使しないことが一般通常人の立場から明らかであるといえる。 よって、本件については、同条同項ただし書を適用し、目的外利用にかかる通知は、不要といたしたい。
その他資料			
備考			

狛江市個人情報保護条例 改正のポイント

～個人情報保護法の改正を受けての条例改正骨子案～

令和4年9月

法について 今回の改正の観点

個人情報の保護 と 活用 のバランス

- ・個人情報の利活用が多岐にわたりり、自分自身の個人情報の取扱いを把握しきれない
- ・国際的なリスクにも対応する必要

⇒本人が個人情報の利活用の予測ができるようになります

⇒活用する事業者に対してリスク予防のためのガイドラインが必要

- ・AI、ビッグデータ等による技術革新で、個人情報の活用が多岐にわたりる
- ・デジタル化された個人情報や個人に関する情報の利活用がグローバルに展開
- ・主体によって基準が違つことがある用の障壁に

⇒経済成長や官民連携等のために活用を進める環境整備・基準統一化

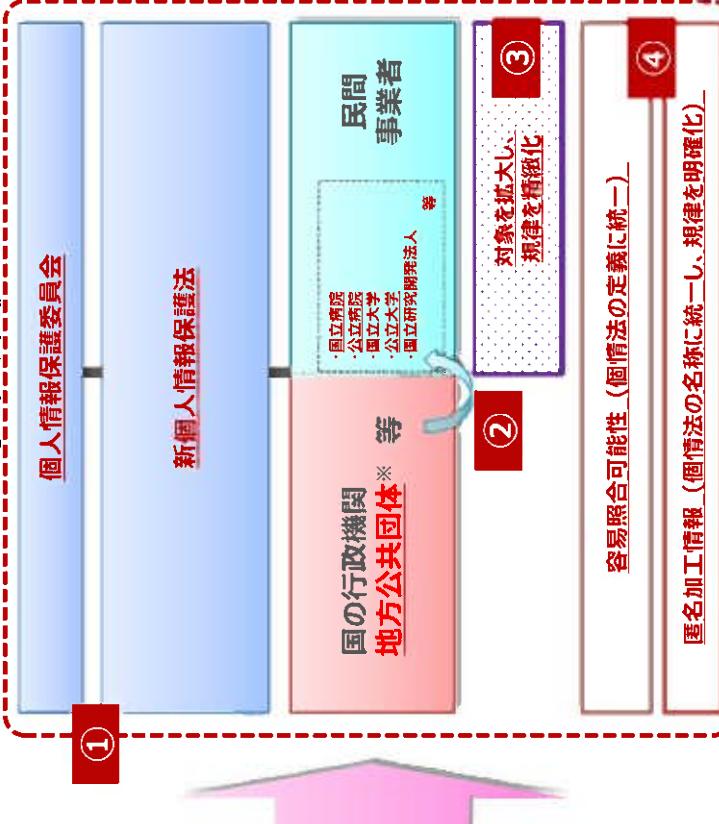
個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

法改正を受けた条例の改正ポイント（条例改正骨子）

- ◆法に基づいた施行条例
- ◆内容～基本的には法第5章で規定されているとおり
- (1) 定義を明確化・一元化
- (2) 個人情報の取得・利用目的、保有する項目等の明示
- (3) 目的外利用が認められる場合を定義
- (4) 個人情報の取扱いを委託する先や第三者へ提供する場合に適切な監督を求め、外国にある第三者への提供は原則として本人の同意がかかる場合に限定
- (5) 個人情報を個人が特定されない形に加工等をした個人関連情報等の取扱いに関する規定
- (6) 個人情報開示請求の主体に任意代理人を追加
- (7) 地方公共団体についても国の個人情報保護委員会が監視・監督

定義を明確化・一元化

改正ポイント（1）について

これまで条例に明記はなかつたもの（抜粋）

◆仮名加工情報

個人情報を、法に規定する措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないよう個人に関する情報

◆匿名加工情報

個人識別符号がないものについては、個人情報に含まれる記述等の一部を削除（わからぬないように置き換え）すること、個人識別符号があるものについては、その個人識別符号を削除することにより、特定の個人を識別することができないように個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたもの

◆行政機関等匿名加工情報

個人の権利利益の保護に支障がない範囲で行政機関が保有する個人情報を加工するもの（ただし、個人の権利利益以外の保護法益を害するおそれのある不開示とすべき情報に該当する部分は加工対象から除外）

◆行政機関等匿名加工情報ファイル

行政機関等匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、電子計算機その他の方法を用いて検索できるよう構成したものを定めるもの

個人情報の取扱いに関する規定

改正ポイント (2) (3) (4) (5)について

これまでの条例との変更点（抜粋）

- ◆ **安全管理措置義務**
 - ⇒ 内容の1つに、個人情報の取扱いを委託する際の委託先への監督等を明記
- ◆ **従事者の義務**
 - ⇒ 過去に従事していた職員等や派遣労働者に係る規律を明記
- ◆ **利用目的以外の目的のための外國にある第三者への提供**
 - ⇒ 原則として本人の同意を得なければならない。その際、どここの国に提供するか、その国における個人情報の保護に関する制度の情報、当該第三者が講ずる措置等を本人に提供しなければならない。（新設）
- ◆ **仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いに係る義務**
 - ⇒ 安全管理のための措置要求、法令に基づく場合を除き削除された記述や個人識別符号等を取得し又は照合すること、連絡先等の利用の禁止（新設）
(行政機関等匿名加工情報についても基本的には同様の規定)
- ◆ **個人情報ファイル**
 - ⇒ これまで市の規則に基づき、取得・保有し処理する個人情報の取り扱い事務の名称、記録項目は予め公表し、また個人情報ファイル簿について法に基づき個人情報委員会へ報告していたが、基準が一本化された

開示、訂正、利用停止 その他
改正ポイント (6) (7) について その他

これまでの条例や他の条例との調整①

請求権者として今まで(はながつた)任意代理人を追加 の他…:

◆請求から開示までの日数

法では30日以内

⇒情報公開条例と合わせ、「請求があつた日から7日以内」と規定しているため、同様の規定とする

◆非開示情報の規定

法に明記はないが今までの条例にあつた規定として…

- (1) 法定代理人による開示請求がなされた場合において開示することが当該未成年者及び成年被後見人の利益に反すると認められるもの
 - (2) その他審議会の意見を聴いて公益上必要があると認められるもの
- ⇒今後は法の「第三者の権利利益を害する情報」で保護を図る

これまでの条例や他の条例との調整②

市も国の個人情報保護委員会の監視・監督下に入るため…

◆個人情報保護審議会の役割について

《これまでの個人情報保護審議会の役割（条例第42条）》

- (1) 個人情報の収集の制限の例外や個人情報の非開示の項目の例外
- (2) 本人の同意がない場合であっても電子計算機処理により処理する個人情報の目的外利用や外部提供、結合を行う場合には審議会へ諮問、ご審議いただく

(3) 独江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例で規定されている市長の求めに応じて意見を述べること 等

⇒ (1) (2) は法の規定に従うことになるため、所掌事項は狭くなるが、個人情報保護の運用状況の報告や個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるととき（(3)）を含む。）に諮問する附屬機関とする

これまでの条例や他の条例との調整③

個人情報保護条例を改正することに伴い…

◆特定個人情報（マイナンバー）条例について

狹江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）は、これまで狹江市個人情報保護条例に合わせた形で規定していた

⇒今回の個人情報保護条例の改正と合わせて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく法施行条例の形に整理し、改正する

条例改正手続き（予定）

- ◆ノバプリックコメント

- (1) 期間

- 令和4年9月1日（木）～令和4年9月30日（金）

- (2) 提出方法

- 窓口での提出、郵送、メール、HPフォーム、LoGo
フォーム、FAX

- ◆条例施行予定

- 令和5年4月1日（予定）

※ 法施行条例骨子案については、別紙のとおり

ありがとうございました

狛江市個人情報保護条例改正（案）骨子

◆背景

令和3年法律第37号で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が改正され、令和5年4月1日から市も法の適用を受けることとなったため、これまでの狛江市個人情報保護条例を法の施行条例として全部改正します。

◆狛江市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）骨子

（趣旨）

- この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 法に定めるところによることを明記する。

（開示請求に対する決定手続）

- 実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることのできないときは、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

（開示手数料及び開示手数料の減免）

- 保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示手数料を徴収する。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示手数料を減額し、又は免除することができる。

公文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し（単色刷り）1枚につき10円	写しの交付のとき。

		写し(多色刷り) 1枚につき50円	写しの交付のとき。
マイクロフィルム		印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。
電磁的記録(ビデオテープ及び録音テープを除く。)	光ディスクに複写したもの	日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるもの	複写したものの交付のとき。
	その他	印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。

- 実施機関が保有個人情報を開示するため、書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の期間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 既に納付された開示手数料は、還付しない。

(訂正請求に対する決定手続)

- 実施機関は、訂正請求があつた日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等をすることができるときは、訂正請求があつた日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

(利用停止請求に対する決定手続)

- ・実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止請求者に対して、利用停止請求者に係る保有個人情報等を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- ・実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用停止決定等をすることができないときは、利用停止請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

(狛江市個人情報保護審議会)

- ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞く市長の諮問機関として、狛江市個人情報保護審議会を置く。
- ・審議会は、狛江市防犯カメラの設置及び運用に関する条例（平成25年条例第18号）第13条第4項の規定による市長の求めに応じ、意見を述べるものとする。
- ・審議会は、次に掲げる委員6人をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 市民 4人
 - (2) 学識経験者 2人
- ・前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- ・前各項に掲げるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(運用状況の公表)

- ・実施機関は、個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

- ・この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 改正（案）骨子

◆背景

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例について、これまで狛江市個人情報保護条例と同じ形式をとってきましたが、個人情報の保護に関する法律の改正に伴う狛江市個人情報保護条例の全部改正に合わせ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」といいます。）の施行条例として全部改正します。

◆狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（案）骨子

（趣旨）

- この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

- 法に定めるところによることを明記する。

（個人番号及び特定個人情報の利用範囲）

- 法第9条第2項の条例で定める事務を別表の形で規定する。

実施機関	行う事務	事務を行う際に利用する特定個人情報
市長	狛江市乳幼児の医療費の助成に関する条例による乳幼児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例による義務教育就学児の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市ひとり親家庭等の医療費の助成に	地方税関係情報であって規則で定めるもの

	関する条例によるひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	狛江市児童育成手当条例による児童育成手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの 児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
市長	東京都重度心身障害者手当条例による重度心身障害者手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則による精神通院医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準する措置に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの 失業等給付関係情報であって規則で定めるもの 職業訓練受講給付金支給関係情報であって規則で定めるもの 小児慢性特定疾病医療費支給関係情報であって規則で定めるもの 療育給付支給関係情報であって規則で定めるもの 障害児入所給付費支給関係情報であって規

	則で定めるもの
	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく資金貸付等関係情報であって規則で定めるもの
	自立支援給付支給関係情報であって規則で定めるもの
	特定医療費支給関係情報であって規則で定めるもの
	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	地方税関係情報であって規則で定めるもの
	養育医療給付等関係情報であって規則で定めるもの
	児童手当関係情報であって規則で定めるもの
	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
	年金給付関係情報であって規則で定めるもの
	特別障害給付金関係情報であって規則で定

	めるもの
	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく経費支弁関係情報であって規則で定めるもの
	学校保健安全法に基づく援助実施関係情報であって規則で定めるもの
	休業補償等支給関係情報であって規則で定めるもの
	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

(開示請求に対する決定手続)

- 実施機関は、開示請求があった日から7日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る保有特定個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定又は開示しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等をすることのできないときは、開示請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。

(開示手数料及び開示手数料の減免)

- 保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うときは、開示手数料を徴収する。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該開示手数料を減額し、又は免除することができる。

公文書の種類	開示手数料の金額	徴収時期
文書、図画及び写真	写し(単色刷り) 1枚につき10円	写しの交付のとき。
	写し(多色刷り) 1枚につき50円	写しの交付のとき。

マイクロフィルム		印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。
電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。）	光ディスクに複写したもの	日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することができるもの	複写したものの交付のとき。
<。）		印刷物として出力したもの1枚につき10円	写しの交付のとき。

- 実施機関が保有特定個人情報を開示するため、書面により開示をする日時及び場所を指定したにもかかわらず、開示請求者が当該開示に応じない場合において、実施機関が再度、当初指定した日から14日以上の期間を置いた開示をする日時及び場所を指定し、当該開示に応ずるよう催告しても、開示請求者が正当な理由なくこれに応じないときは、開示したものとみなす。この場合において、開示請求者が保有特定個人情報の開示を写しの交付の方法により行うことを求めていたときには、規定の開示手数料を徴収する。
- 既に納付された開示手数料は、還付しない。

（訂正請求に対する決定手続）

- 実施機関は、訂正請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、訂正請求者に対して、訂正請求に係る保有特定個人情報を訂正する旨又は訂正しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に訂正決定等をすることができるときは、訂正請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を訂正請求者に書面により通知しなければならない。

（利用停止請求に対する決定手続）

- 実施機関は、利用停止請求があった日から7日以内に、必要な調査を行い、利用停止

請求者に対して、利用停止請求者に係る保有特定個人情報を利用停止する旨又は利用停止しない旨の決定をしなければならない。ただし、補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 実施機関は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に利用停止決定等をすることができないときは、利用停止請求があった日から30日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を利用停止請求者に書面により通知しなければならない。

(個人情報保護審議会への諮問)

- 特定個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要があると認めるときは、狛江市個人情報保護法施行条例で設置する狛江市情報公開審議会へ諮問することができる。

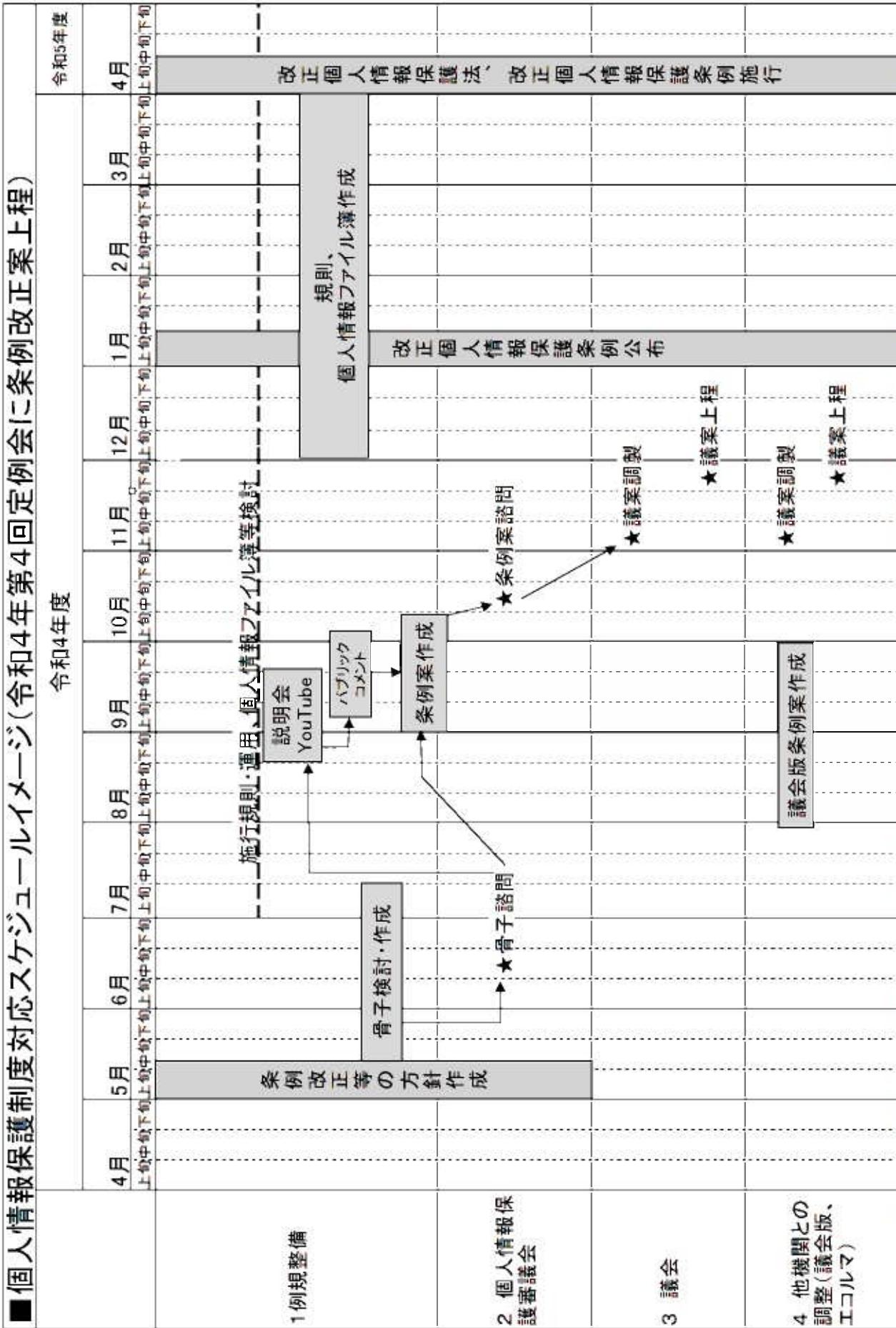
(運用状況の公表)

- 実施機関は、特定個人情報保護制度の運用状況等について、毎年1回以上公表するものとする。

(委任)

- この条例に定めるもののほか、この条例の実施のための手続その他この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

個人情報保護制度対応スケジュール(令和4年第4回定例会に条例改正案上程)



* 条例改正に必要な市民参加の手続きについては、今回国の法律で内容がほぼ決まっているが、パブリックコメントは国の法改正の内容をまとめて、現状の条例との比較を適宜しめた素案により実施。説明会は素案の説明動画をYouTubeにて配信する方向としたい。